

日付:

秘密保持同意書

公益財団法人 日本財団

会長 笹川陽平 殿

会社名:

代表者名:

Ⓓ

案件名: 日本財団 2023年度ノートPC調達

上記案件への参加資格申請書提出にあたり、以下の事項を確認の上、同意します。

記

- 今回開示を受けた技術上その他一切の情報を秘密情報として扱う。
ただし、書面によって当社がその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とする。
 - 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
 - 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 当社は開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、情報取扱管理者を定め善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に管理する。また、秘密情報等は、本取引の目的以外には使用せず、秘密情報等を複製する場合には、本取引の目的の範囲内に限って行い、複製物は、原本と同等の管理をする。なお、漏えい、紛失等の事態が発生した場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知する。
- 当社が秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面により貴財団の事前承諾を得なければならない。この場合当社は当該第三者との間で本同意書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。
- 今回開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は貴財団から請求がある場合には直ちに返還するものとする。
また、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を書面にて報告するものとする。
- 当社若しくは当社の従業員若しくは元従業員又は3.の第三者が秘密情報等を開示するなど本同意書に違反した場合には、貴財団が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、損害を賠償する。
- 本同意書に定めのない事項について又は本同意書に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

以上